

熊本労働局発表
(局長 金成真一)
令和7年5月15日

【照会先】

熊本労働局労働基準部健康安全課
課長 吉川 祐基
健康安全主任 山本 新大
(電話) 096 - 355 - 3186



報道関係者 各位

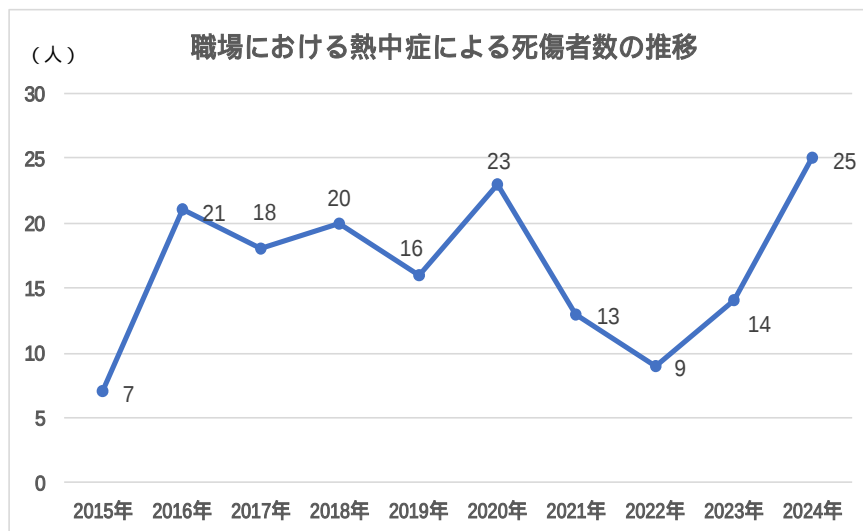
令和6年の職場における熱中症による死傷災害の発生状況(確定値)

～ 死傷者数は、過去10年間で最多！！ ～

このたび、熊本労働局(局長 金成 真一)では、熊本県内の「令和6年の職場における熱中症による死傷災害の発生状況(確定値)」を取りまとめましたので、公表します。

○「職場における熱中症による死傷災害の発生状況」の概要<詳細は別添1参照>

- 熊本県内における職場での熱中症による死傷者(死亡・休業4日以上)は、25人(前年比11人・78.5%増)であり、過去10年間で最多となった。
なお、死亡者数は0人であった。



- 「業種別」にみると、『その他の事業』が9人と最も多いが、その中で『警備業』が7人となっており、次いで『製造業』で8人となっている。
- 「月別」にみると、8月が12人と最も多く、次いで7月で9人となっている。
- 「時間帯別」にみると、これまでの傾向とは異なり、9時台以前で4人、10時台から16時台までの間でまんべんなく発生しており、さらに18時台以降の夜間の時間帯でも3人となっている。
- 「年齢別」にみると、50歳代が8人と最も多く、次いで60歳代の5人、20歳代から40歳代の各階層で4人となっている。

○熊本労働局の今後の取組み

「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」

厚生労働省では、熱中症予防対策の徹底を図ることを目的として、5月から9月まで、「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」を実施しています。その中でも熱中症の発生が多くなり始める **7月を重点取組期間**としています（別添2参照）。

このキャンペーン期間前及び期間中、

- ・ 熊本労働局では、熊本県内の労働災害防止団体・事業者団体（（一社）熊本県警備業協会ほか45団体）や全ての自治体に対して周知協力を依頼しました（別添3-1、3-2参照）。また5月26日から6月25日にかけて、熊本市内の繁華街の大型ビジョン広告（COCOSAVisionおよび簗町通のLaLaLaTelevision）を活用した周知広報を実施します（別添4参照）。
- ・ 管内の労働基準監督署（熊本、八代、玉名、人吉、天草、菊池）では、事業場に対し、「熱中症対策に関する説明会」を実施します。詳細は別添5をご覧ください。
本説明会は取材可能ですので、是非取材にお越しいただきますと幸いです。

熱中症対策の義務化（労働安全衛生規則の改正 令和7年6月1日施行）

熱中症のおそれがある労働者を早期発見し、その状況に応じ迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」を事業者に義務付けるとした改正労働安全衛生規則が、令和7年6月1日から施行されます（別添6参照）。

このため、熊本労働局・労働基準監督署では、クールワークキャンペーンと併せてこの改正内容についても広く周知を図っていきます。

（参考）

労働安全衛生規則第62条の2（新設）

第1項 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨の報告をさせる体制を整備し、当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知させなければならない。

第2項 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体の冷却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその実施に関する手順を周知させなければならない。

全国安全週間前の「熊本労働局長パトロール」におきましても、熱中症対策の実施状況を確認することとしています。当局長パトロールは6月27日（金）実施予定です。別途プレスリリースします。

令和 6 年職場における熱中症による死傷災害の発生状況(確定値、熊本県)

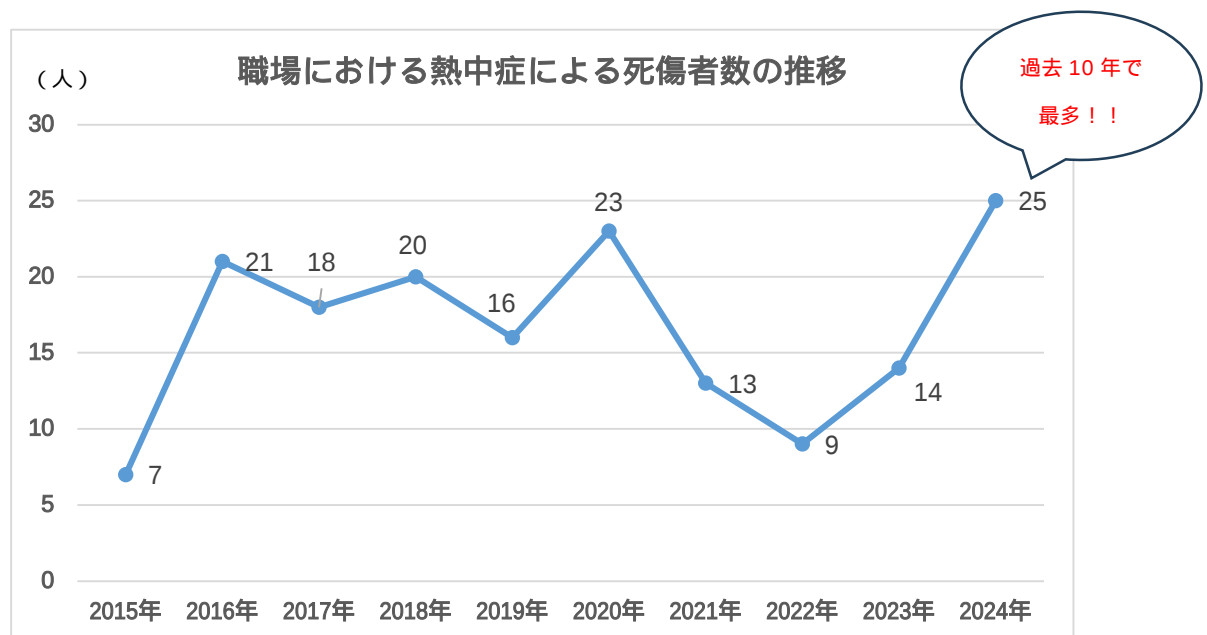
1 職場における熱中症による死傷者数の状況(2015～2024 年)

職場での熱中症による死亡者及び休業 4 日以上の上業務上疾病者の数(以下合わせて「死傷者数」という。)は、令和 6 年(2024 年)に 25 人となった。なお、死亡災害は発生していない。

職場における熱中症による死傷者数の推移(2014 年～2024 年) (人)

2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年
7 (1)	21 (0)	18 (0)	20 (0)	16 (0)	23 (0)	13 (0)	9 (0)	14 (0)	25 (0)

() 内の数値は死亡者数であり、死傷者数の内数である。



2 業種別発生状況（2024 年）

2024 年の業種別の熱中症の死傷者数をみると、製造業、次いで建設業、運送業、清掃・と畜業で多く発生していた。

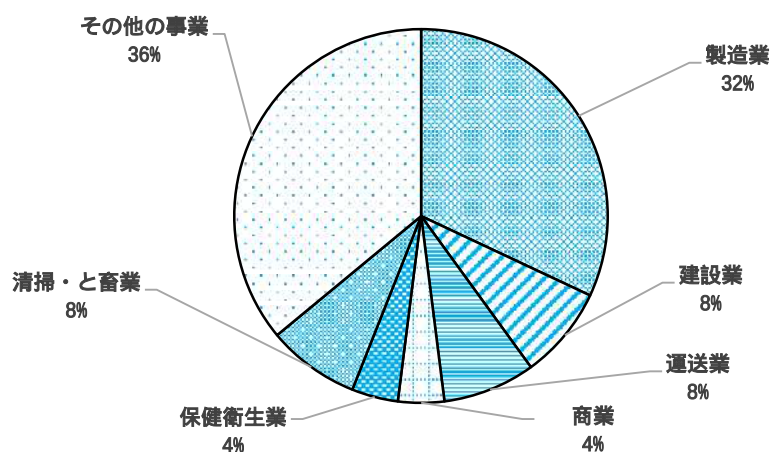
熱中症による死傷者数の業種別の状況（2024 年）（人）

業種	製造業	建設業	運送業	商業	保健衛生業	清掃・と畜業	その他の事業	計
2024 年	8 (0)	2 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (0)	2 (0)	9 (0)	25 (0)

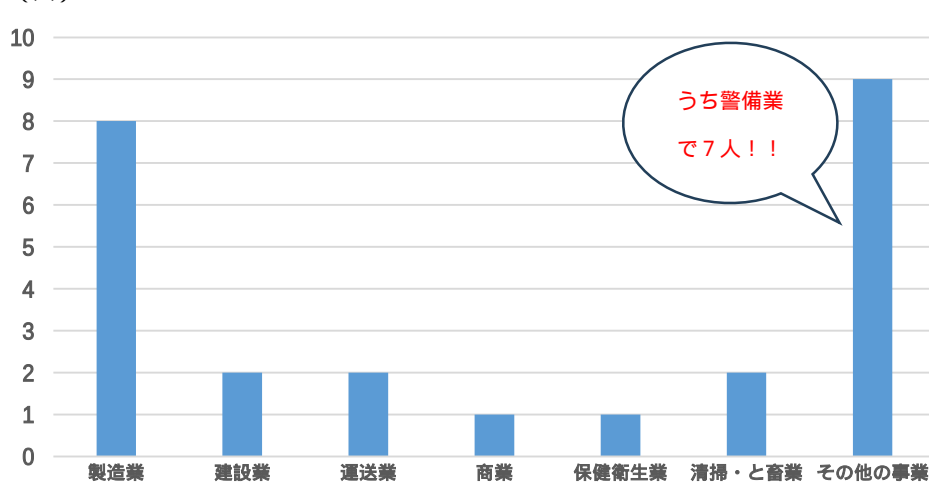
（ ）内の数値は死亡者数で内数である。

その他の事業は9人のうち **7 人が警備業**である。

熱中症による業種別死傷者数の割合（2024年）



（人） 熱中症による業種別死傷者数（2024年）



3 月・時間帯別発生状況（2024 年）

（1）月別発生状況

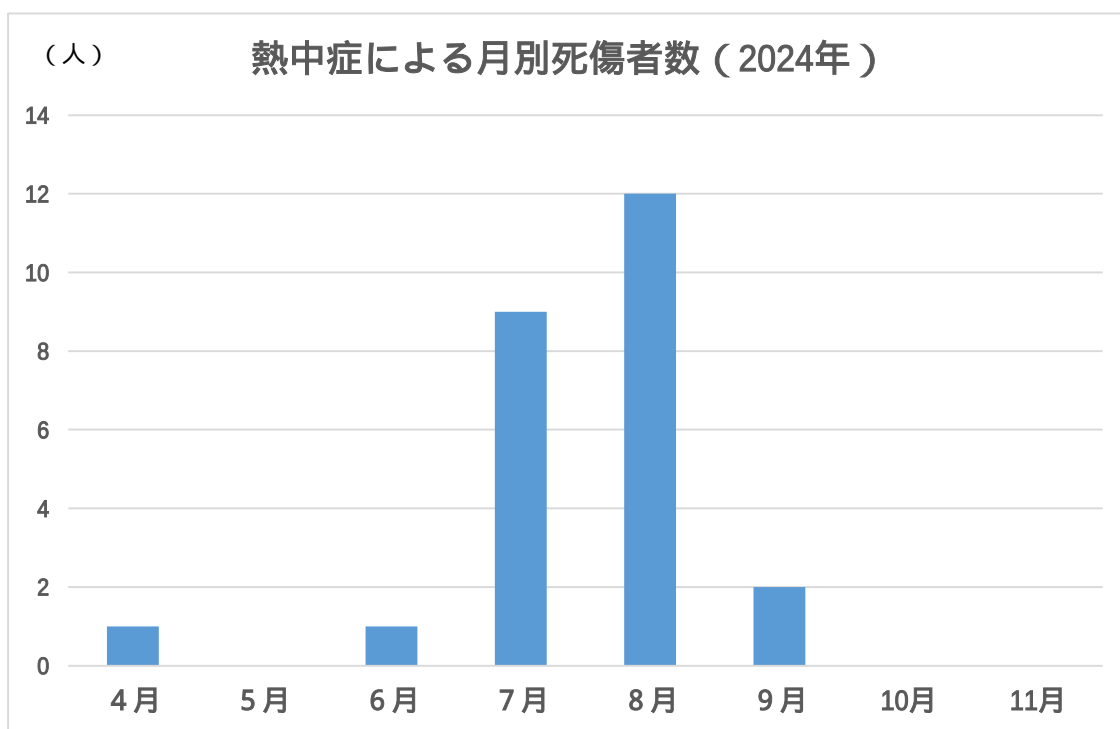
2024 年の月別の熱中症の死傷者数をみると、全体の 84% が 7 月又は 8 月に発生していた。

熱中症による死傷者数の月別の状況（2024 年）（人）

	4 月 以前	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月 以降	計
2024 年	1 (0)	0 (0)	1 (0)	9 (0)	12 (0)	2 (0)	0 (0)	25 (0)

4 月以前は 1 月から 4 月まで、10 月以降は 10 月から 12 月までを指す。

（ ）内の数値は死亡者数で内数である。



(2) 時間帯別発生状況 (2024 年)

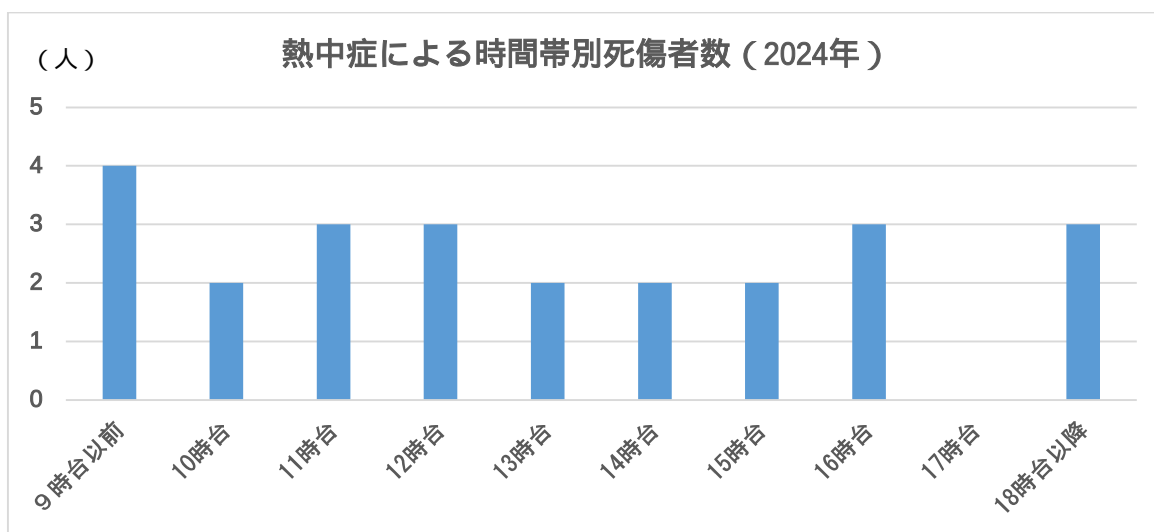
2024 年の時間帯別の熱中症の死傷者数をみると、これまでの傾向とは異なり概ね全時間帯まんべんなく発生しており、深夜時間帯の発生も認められた。

熱中症による死傷者数の時間帯別の状況 (2024 年) (人)

	9 時 台 以 前	10 時 台	11 時 台	12 時 台	13 時 台	14 時 台	15 時 台	16 時 台	17 時 台	18 時 台 以 降	計
2024 年	4 (0)	2 (0)	3 (0)	3 (0)	2 (0)	3 (0)	2 (0)	3 (0)	0 (0)	3 (0)	25 (0)

9 時台以前は 0 時台から 9 時台まで、18 時台以降は 18 時台から 23 時台までを指す。

() 内の数値は死亡者数で内数である。



4 年齢別発生状況（2024 年）

2024 年の年齢別の熱中症の死傷者数をみると、50 歳代が最も多く、次いで 60 歳以上が多くなっていた。また、全体の半数が 50 歳以上となっていた。

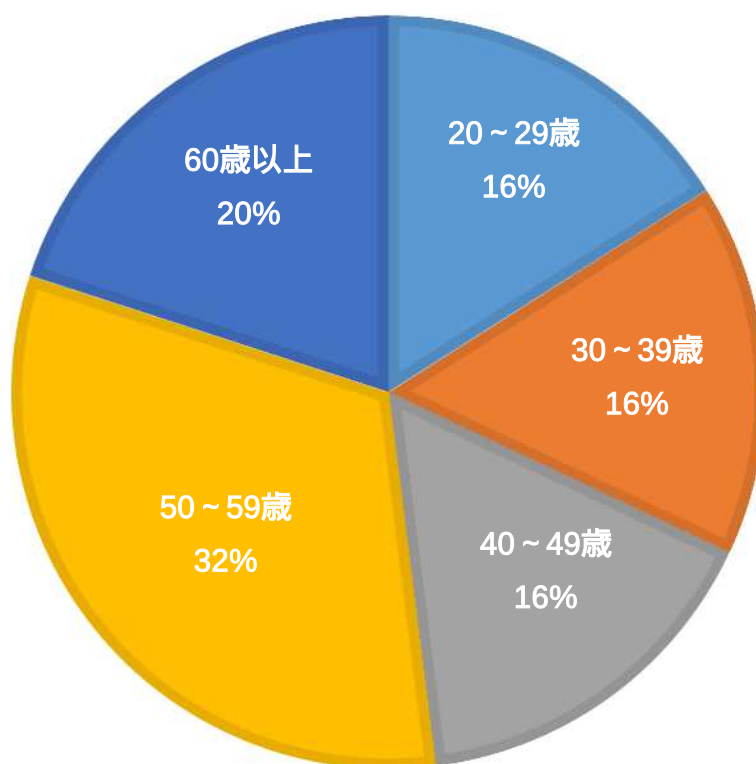
熱中症による死傷者数の年齢別の状況（2023 年）（人）

	19 歳 以下	20 ～ 29 歳	30 ～ 39 歳	40 ～ 49 歳	50 ～ 59 歳	60 歳 以上	計
2024 年	0 (0)	4 (0)	4 (0)	4 (0)	8 (0)	5 (0)	25 (0)

() 内の数値は死亡者数で内数である。

熱中症による年齢別死傷者数の割合（2024 年）

■ 20～29歳 ■ 30～39歳 ■ 40～49歳 ■ 50～59歳 ■ 60歳以上





熱中症 クールワーク キャンペーン



職場での熱中症により近年は、
一年間で約30人が亡くなり、
約1,000人以上が4日以上
仕事を休んでいます。



◀キャンペーン実施要項

キャンペーン期間

4月

準備

5月

6月

7月

8月

9月

重点取組

準備期間 4月 にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、
☑チェックしましょう。

労働衛生管理体制の確立



事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し
熱中症予防の責任体制を確立

暑さ指数(WBGT)の把握の準備



JIS規格に適合した暑さ指数計を
準備し、点検

作業計画の策定



暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止
に関する事項を含めた作業計画を策定

設備対策の検討



暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風
または冷房設備、散水設備の設置を検討

休憩場所の確保の検討



冷房を備えた休憩場所や
涼しい休憩場所の確保を検討

服装の検討



透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や
送水により身体を冷却する機能をもつ服の
着用も検討

教育研修 の実施



管理者、労働者に
対する教育を実施

ガイド・教育動画

e-learning



緊急時の対応の事前確認



緊急時の対応(異常時における連絡体制や
対応手順等)を確認し、関係者に周知

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会【後援】関係省庁(予定)

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと



環境省
熱中症予防情報
サイト



STEP
1

暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底



暑さ指数の低減

準備期間に検討した設備対策を実施



休憩場所の整備

準備期間に検討した休憩場所を設置



服装

準備期間に検討した服装を着用



作業時間の短縮

作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、
作業中止



プレクーリング

作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる



水分・塩分の摂取

水分と塩分を定期的に摂取(水分等を携行
させる等を考慮)



暑熱順化への対応

熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の
調整
※新規入職者や休み明け労働者は別途注意
すること



健康診断結果に基づく対応

次の疾病を持った方には医師等の意見を踏
まえ配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患
④腎不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲
の皮膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢



日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量
の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを
指導し、作業開始前に確認



作業中の労働者の 健康状態の確認

巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる
等労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導



異常時の 対応

あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底
少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応
※必ず一旦作業を離れ、全身を濡らして送風することなどにより身体を冷却
※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)

重点取組期間

7月

にすべきこと



- ☐ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- ☐ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- ☐ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- ☐ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- ☐ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- ☐ 体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請

(写)

熊労発基 0306 第 4 号
令和 7 年 3 月 6 日

【別記】関係団体の長 殿

熊 本 労 働 局 長
(公 印 省 略)

令和 7 年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

日頃から、労働基準行政の推進について、格段の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、職場の熱中症予防対策については、平成 29 年から「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」において、労働災害防止団体等と連携して熱中症予防対策に取り組んでいるところですが、昨年 1 年間の職場における熱中症の発生状況（1 月 7 日現在の速報値。別紙参照）を見ると、全国での死亡を含む休業 4 日以上之死傷者数は 1,195 人、うち死亡者数は 30 人となっています。業種別にみると、死傷者数のうち建設業 216 件、製造業 227 件となっており、全体の約 4 割が建設業と製造業で発生しています。また、死亡者数は、建設業が最も多く、製造業及び運送業が同数で続き、多くの事例で暑さ指数（WBGT）を把握せず、熱中症の発症時・緊急時の措置の確認・周知の実施を確認できませんでした。また、糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病や所見を有している事例も見られ、医師等の意見を踏まえた配慮がなされていなかった事例もありました。

つきましては、本年も熱中症予防対策の徹底を図るため、別添の令和 7 年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱のとおり実施することとなりましたので、貴団体におかれましても、キャンペーンの趣旨を踏まえ、会員事業場等に周知を図っていただきますとともに、各事業場において確実な取組が行われますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

なお、厚生労働省では、熱中症に関する資料やオンライン講習動画等を掲載しているポータルサイトを引き続き運営する予定にしていますので、是非ご活用ください。

担当

熊本労働局 健康安全課
地方労働衛生専門官 西橋
096-355-3186

【別記】(46 団体)

(一社)熊本県労働基準協会
建設業労働災害防止協会熊本県支部
陸上貨物運送事業労働災害防止協会熊本県支部
林業・木材製造業労働災害防止協会熊本県支部
(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会熊本支部
(一社)熊本県警備業協会
(一社)日本ボイラ協会熊本支部
(公社)建設荷役車両安全技術協会熊本県支部
(独)労働者健康安全機構熊本産業保健総合支援センター
(公社)日本作業環境測定協会九州支部熊本分会
熊本県経営者協会
熊本県中小企業団体中央会
熊本県商工会議所連合会
熊本県商工会連合会
日本労働組合総連合会熊本県連合会
熊本県社会保険労務士会
(公社)熊本県医師会
(公社)熊本県トラック協会
熊本県クリーニング生活衛生同業組合
(一社)熊本県ビルメンテナンス協会
(一社)熊本県建設業協会
(一社)熊本県建築協会
(一社)熊本県窯土工業連合会
熊本県塗装防水仕上業協同組合
(一社)日本アスベスト調査診断協会九州ブロック
熊本県左官協同組合
全国造船安全衛生対策推進本部九州・山口総支部熊本支部
(一社)熊本県解体工事業協会
熊友会型枠協同組合
熊本県鉄筋工事業協同組合
(一社)熊本県産業資源循環協会
熊本県砕石業協同組合
熊本県建設産業団体連合会
(一社)熊本県造園建設業協会
(一財)熊本県建築住宅センター
(一社)熊本県防水工事業協会
(一社)熊本県LPガス協会
熊本県電気工事業工業組合
熊本県板金工業組合
熊本県管工事業組合連合会
(公社)熊本県建築士会
(一社)熊本県法面保護協会
熊本県森林組合連合会
(一社)日本造園組合連合会熊本県支部
(公社)熊本県シルバー人材センター連合会
熊本県生コンクリート工業組合

令和 7 年 4 月 23 日

各 位

(写)

熊 本 労 働 局 長

職場における熱中症対策の強化による省令改正、
「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」にかかる周知広報について（依頼）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、県内において熱中症により休業 4 日以上労働災害に被災した労働者数は、昨年 25 人で、一昨年に比べ 11 人増加となりました。

県内では熱中症による死亡労働災害は平成 27 年以降発生していませんが、全国では 3 年連続 30 人程度の方が亡くなり、そのほとんどの原因が初期症状の放置・対応の遅れとなっています。

このような状況を受けまして、熱中症のおそれがある労働者を早期発見し、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」を事業者に義務付けるとした改正労働安全衛生規則が令和 7 年 6 月 1 日に施行されます（別添 1 参照）。

さらに、本年度も職場における熱中症予防対策を徹底するため、労働災害防止団体などと連携し、5 月から 9 月まで、別添 2 のリーフレットのとおりに「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します。このキャンペーンは、4 月を準備期間、5 月から 9 月までをキャンペーン期間とし、特にキャンペーン期間である 7 月を重点取組期間と定めています。

つきましては規則改正、本キャンペーンの周知のため、下記事項につきまして、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

貴自治体の機関誌、広報誌又はホームページ等に、別添のリーフレットを参照の上、広報をお願いいたします。また、報道機関、報道番組等に広報枠をお持ちの場合は、これらの広報についてもご協力をあわせてお願いいたします。

なお、掲載等いただきました際には、お手数ですが、当該掲載物又は該当部分の写し等を当局健康安全課までお送りいただきますよう重ねてお願いいたします。

【問合せ先】

熊本労働局労働基準部健康安全課（TEL096 - 355 - 3186）
〒860-8514 熊本市西区春日 2-10-1 熊本地方合同庁舎 A 棟 9 階



厚生労働省

熊本労働局

からのお知らせ



令和7年6月～

職場の熱中症対策が義務化されます

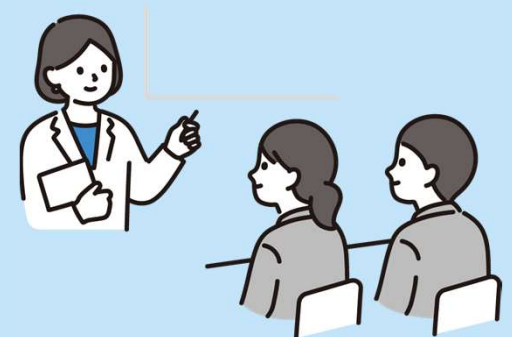
報告体制整備



手順作成



関係者への周知





STOP！熱中症 クールワークキャンペーン実施中 〈5月～9月〉

職場の熱中症予防に取り組みましょう



くわしくは
熊本労働局ホームページ
をご確認ください



県内の各労働基準監督署において、下記日程にて熱中症対策の説明会を行う予定にしています。

県内の労使をはじめ広く県民の皆様に熱中症対策の重要性等を認識していただく機会とするため、是非取材にお越しいただき、法改正及びクールワークキャンペーンの趣旨等を報道していただきますと幸いです。

記

- | | | |
|---------------------------|-----------|---|
| 1 . 令和 7 年 5 月 21 日 (水) | 午前 10 時 ~ | 人吉労働基準監督署 会議室
(人吉市下薩摩瀬町 1602-1) |
| 2 . 令和 7 年 5 月 21 日 (水) | 午前 10 時 ~ | 菊池市中央公民館 大研修室
(菊池市隈府 872-1) |
| 3 . 令和 7 年 5 月 22 日 (木) | 午後 2 時 ~ | 玉名合同庁舎 2 階共用会議室
(玉名市岩崎 273) |
| 4 . 令和 7 年 5 月 23 日 (金) | 午前 10 時 ~ | 熊本第 2 合同庁舎 共用第一会議室
(熊本市中央区大江 3-1-53 4 階) |
| 5 . 令和 7 年 5 月 23 日 (金) | 午後 2 時 ~ | 同上 |
| 6 . 令和 7 年 5 月 23 日 (金) | 午後 1 時半 ~ | 天草労働基準監督署 2 階会議室
(天草市丸尾町 16-48) |
| 7 . 令和 7 年 6 月 9 日 (月) | 午前 10 時 ~ | 菊池市中央公民館 大研修室
(菊池市隈府 872-1) |

注) 上記「熱中症対策の説明会」に関する問い合わせについては、「熊本労働局健康安全課 (: 096-355-3186)」にお願いします。

また、取材申込については、別紙の取材連絡票にて各説明会開催日の3 日前までにお願いします。

熊本労働局 健康安全課あて

(mail : kenkouanzenka-kumamotokyoku@mhlw.go.jp)

熱中症対策の説明会にかかる取材連絡票

(ご記入をお願いします。)

・ 報道機関名

・ 入場予定人数

_____人

・ 取材申込番号 (○付けをお願いします。)

1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 ・ 6 ・ 7

・ 連絡先担当者氏名・電話番号

(やむ得ない状況、天候等での予定変更の場合等の連絡のため)

氏 名 _____

電話番号 (携帯番号) _____

令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます

職場における 熱中症対策の強化について



熱中症による 死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において

**死亡に至らせない
(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。**

基本的な考え方



現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者に義務付けられます。

- 1** 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

- 2** 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、
- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
 - ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業員への周知

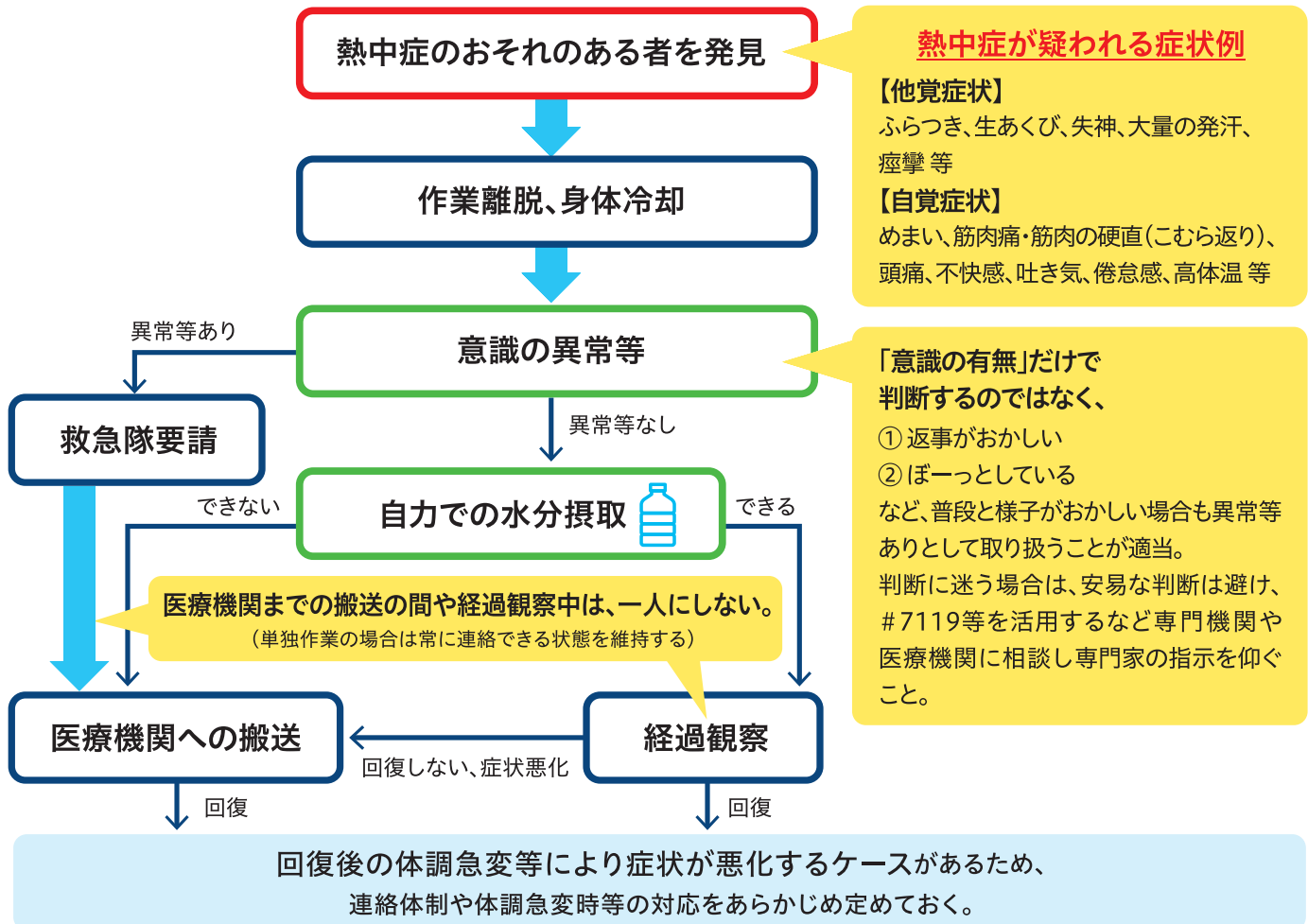
対象となるのは

**「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業**

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとする。

熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

